

会 議 録 目 次

令和 5 年第 6 回海田町議会定例会（第 3 日目）

令和 5 年 9 月 5 日（火）午前 9 時 0 0 分 開議

日程第 1	第 33 号議案	工事請負契約の締結について（町道 1 3 7 号線道路改修工事）……………	3
日程第 2	第 34 号議案	海田町福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について……………	9
日程第 3	第 35 号議案	令和 5 年度海田町一般会計補正予算（第 3 号）……………	14
日程第 4	第 36 号議案	令和 5 年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）……………	22
日程第 5	第 37 号議案	令和 5 年度海田町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）……………	23
日程第 6	委員会提出議案第 3 号	海田東小学校及び海田小学校の早期建て替えを求める決議案……………	24
日程第 7	委員会提出議案第 4 号	海田町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について……………	26
		（散 会）……………	27

令和5年第6回海田町議会定例会

会 議 録（第3号）

1. 招 集 年 月 日 令和年9月1日（金）
2. 招 集 の 場 所 海田町議会議事堂
3. 開 議 9月5日（火）9時00分宣告（第3日）

~~~~~○~~~~~

4. 応 招 議 員（14名）

|     |                |     |         |
|-----|----------------|-----|---------|
| 1番  | 石 橋 京 子        | 2番  | 西 田 誠 一 |
| 3番  | 玉 川 真 里        | 4番  | 小 田 久美子 |
| 5番  | 欠            員 | 6番  | 大高下 光 信 |
| 7番  | 欠            員 | 8番  | 大 江 康 子 |
| 9番  | 下 岡 憲 国        | 10番 | 宗 像 啓 之 |
| 11番 | 久留島 元 生        | 12番 | 多 田 雄 一 |
| 13番 | 崎 本 広 美        | 14番 | 前 田 勝 男 |
| 15番 | 佐 中 十九昭        | 16番 | 桑 原 公 治 |

~~~~~○~~~~~

5. 不 応 招 議 員

な し

~~~~~○~~~~~

6. 出 席 議 員（14名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 石 橋 京 子 | 2番  | 西 田 誠 一 |
| 3番  | 玉 川 真 里 | 4番  | 小 田 久美子 |
| 6番  | 大高下 光 信 | 8番  | 大 江 康 子 |
| 9番  | 下 岡 憲 国 | 10番 | 宗 像 啓 之 |
| 11番 | 久留島 元 生 | 12番 | 多 田 雄 一 |
| 13番 | 崎 本 広 美 | 14番 | 前 田 勝 男 |
| 15番 | 佐 中 十九昭 | 16番 | 桑 原 公 治 |

~~~~~○~~~~~

7. 欠 席 議 員

な し

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

8. 説明のため議場に参加した者の職氏名

| | | | | | | | | | | | |
|----------|---|---|-----|-----|----|---|---|---|---|---|---|
| 町 | 長 | 西 | 田 | 祐 | 三 | | | | | | |
| 副町 | 長 | 山 | 崎 | 真 | 紀 | | | | | | |
| 教 | 育 | 長 | 佐々木 | 智 | 彦 | | | | | | |
| 企 | 画 | 部 | 長 | 鶴岡 | 靖三 | | | | | | |
| 総 | 務 | 部 | 長 | 丹羽 | 勤 | | | | | | |
| 福 | 祉 | 保 | 健 | 部 | 長 | 森 | 川 | 雅 | 枝 | | |
| 建 | 設 | 部 | 長 | 久保田 | 誠 | 司 | | | | | |
| 教 | 育 | 次 | 長 | 森 | 山 | 真 | 文 | | | | |
| 建 | 設 | 部 | 次 | 長 | 門 | 前 | 誠 | 司 | | | |
| 企 | 画 | 課 | 長 | 石 | 田 | 順 | 也 | | | | |
| 魅力づくり推進課 | 長 | 大 | 村 | 隆 | | | | | | | |
| 財 | 政 | 課 | 長 | 吉 | 本 | 真 | 人 | | | | |
| 総 | 務 | 課 | 長 | 中 | 村 | 修 | 介 | | | | |
| 税 | 務 | 課 | 長 | 松 | 井 | 良 | 哲 | | | | |
| 防 | 災 | 課 | 長 | 宮 | 垣 | 将 | 司 | | | | |
| 町 | 民 | 生 | 活 | 課 | 長 | 水 | 川 | 綾 | 子 | | |
| 住 | 民 | 課 | 長 | 中 | 山 | え | り | | | | |
| 社 | 会 | 福 | 祉 | 課 | 長 | 杉 | 本 | 幸 | 穂 | | |
| こ | ど | も | 課 | 長 | 下 | 野 | 武 | 士 | | | |
| 長 | 寿 | 保 | 険 | 課 | 長 | 岩 | 本 | 宏 | 美 | | |
| 保 | 健 | セ | ン | タ | ー | 所 | 長 | 倉 | 本 | 勇 | 登 |
| 建 | 設 | 課 | 長 | 早 | 稲 | 田 | 誠 | | | | |
| 学 | 校 | 教 | 育 | 課 | 長 | 小 | 村 | 孝 | 広 | | |
| 生 | 涯 | 学 | 習 | 課 | 長 | 森 | 原 | 知 | 美 | | |
| 環 | 境 | セ | ン | タ | ー | 所 | 長 | 岡 | 田 | 隆 | 弘 |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

9. 職務のため議場に参加した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 脇 本 健 二 郎
主 査 戸 成 正 考
主 任 主 事 須 崎 亮

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

10. 議 事 日 程

- 日程第 1 第33号議案 工事請負契約の締結について（町道 1 3 7 号線道路改修工事）
日程第 2 第34号議案 海田町福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 3 第35号議案 令和 5 年度海田町一般会計補正予算（第 3 号）
日程第 4 第36号議案 令和 5 年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 5 第37号議案 令和 5 年度海田町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 6 委員会提出議案第 3 号 海田東小学校及び海田小学校の早期建て替えを求める決議案
日程第 7 委員会提出議案第 4 号 海田町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

11. 議 事 の 内 容

午前 9 時 0 0 分 開議

○議長（桑原）皆さん、おはようございます。本日も大変御苦勞様です。
ただいまの出席議員数は14名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。なお、本日は地方自治法第121条の規定により、町長、教育長及び説明の委任を受けた者の出席を求めています。また、本日、報道関係者のカメラ等の撮影については許可をいたしますので、御了承いただきたいと思います。本日も体調管理の面から上着の脱衣を許可しておりますので、適宜、対応をしていただきたいと思います。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付をしております日程第 1 から日程第 7 に至る各議案でございます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（桑原）日程第 1、昨日に引き続き、第33号議案、工事請負契約の締結についてを議題といたします。昨日の本会議で要求をいたしました資料が執行部から提出をされましたので、お手元に配付をしております。それでは、前田議員から質問がございました

今回の議案の取下げをしなきゃいけないのではないかに対する執行部の答弁からでございます。答弁、お願いします。建設部長。

○建設部長（久保田）先ほどの御質問でございますが、我々のほうはこの議案を取り下げるつもりはございません。議会のほうからも附帯が出ておりますので、一日も早い工事のほうを着手して、年度内の完成というのを目標に現在取り組んでおります。昨日、いろいろ御指摘いただいたことについては、今回の追加資料で説明のほうをさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稲田）それでは、町道137号線道路改修工事の追加資料について御説明させていただきます。資料13をお願いします。まず、左上の平面図を御覧ください。赤い色の部分が施工箇所になります。図面の中ほど中央部にありますのが、函きょ工、ボックスカルバートになります。その下流側、図面左上の赤線のところが擁壁工になります。右上を御覧ください。橋りょう部のボックスカルバートの標準断面図です。幅5.7メートル、高さ2.6メートルの断面の中に上下流の護岸の断面に合わせて斜めの部分、いわゆるテーパを付けて流れをスムーズにする構造にします。その下の図面は橋の上流側の図面になります。上流の護岸の計画断面となるブロック積み擁壁の勾配と合わせた形となっております。更に、その下の橋の下流側の図面も同様に下流の重力式擁壁の勾配と合わせた形になります。擁壁工ですが、断面図に5号重力式擁壁とありますところが3.09メートル、橋から下流側へ3.09メートル施工します。これは、この部分に橋の隅切り、平面図では構造物の形が分からなくなるので、そこはちょっと省かせていただいておりますが、橋の隅切り部分があるため、この構造としています。更に、その5号重力式擁壁の下流側に21.89メートル、これは橋が上がったために、護岸の高さを擦りつけるための構造物、3号重力式擁壁を21.89メートル築造いたします。下流3号擁壁の下流、一番下、25メートル先、橋から25メートル下流側の断面が一番右側の下にあります擁壁工の標準断面図の形となります。一応、左側の下でございますが、そちらが3号重力式擁壁と5号重力式擁壁の寸法を入れたものを記載させていただいております。以上で説明を終わります。

○議長（桑原）前田議員は、2度ほど質疑を終了しておりますので、もう1回、質疑ができますけど、質疑されますか。前田議員。

○14番（前田）まず、今の図面の説明で、非常に無駄なような設計をしているか分かり

ませんが、どうも手すり、欄干と思われるところの幅が500とかね、一般的にこれぐらい7メートルぐらいの橋でスラブ厚が500ある。そこらが非常に無駄な設計のような気がするんじゃないけども、相当の大きい橋、例えば本町の日下橋とか、そういういろんな橋を見ても、スラブ厚が500もあるような、恐らくああいう長いスパンのものになると、自重でもたんのじゃないか、このことについて昨日も言いました。地耐力があるのかということと言うとるんじやが、その辺の答弁が昨日の答弁からずっと出ておりません。それと同じことが、昨日も言いましたが、高岸1号橋においては、いざ工事にかかったら地耐力はないいうんで設計をやり直した、こういう経緯があるんで大丈夫かということをして昨日もお尋ねしておりますが、答弁が返っておりません。これもコンクリの厚みだけでいきますと、低の部分に合わせて単純にスラブだけでいくと、約21平米、ということは21立米のコンクリというたら、単純に50トンあるわけ、自重がな。その耐力、重力というものに対する耐力を積算して言うとするのか。これ、追加の質疑になるわけですが、その辺のことについて大丈夫なのかいうのを一つ追加したい。それと、昨日から言うております用地の問題、2名さん、いらっしゃいますが、工期まで、工事着工までに、契約を成立させるというような説明であったけども、2ページ目のとこにあった説明のある中で、単純に9月の部分を見てみると、4分の1ぐらいのところから線が出発しておる。4分の1ということになると、1か月が約4週、そうすると、2週目からは工事かかりますよと、こういうことを示しとるわけですね。2週目いうと、7日か8日が2週目の始まり、日にち30日として4週で割り算したら、単純計算ですが、そうすると、明日、あさってから、すなわちここで認定すれば即工事にかかりますよと、こういう工期になつとるというか、工程になつとるわけですね。今日、明日に用地の決着がつくのかどうか。工事着工までに4分の1どころか、5分の1ぐらいから始まつとるな、5分の1ぐらいになると、1か月28日、30日としても既に工期にはまつとるというようなことになるわけよ。すなわち先ほども言いました認定後すぐ工事に着手しますよという意味だろう。もう恐らく工事契約もして、五千何ぼ、6,000万だから、契約印紙が2万円か3万円ぐらい、もう既に貼り付けておるわけですが、これも流れる可能性がある。地権者が、まだ契約も済まんうちからよその土地に工事計画をして既に承認するとは何事か、なる可能性があるわけですね。そのことについてどう考えとるのか。もうちょっとスケジュールがあつて、例えば、明日契約をします、あさって7日に、10日に契約をします、そういうことがはっきりしておるんならまだしも、今からまだ交渉してどうこうするとい

うのはね、ちょっと次元の低い話をしとるんじゃないかということで、再度、この用地の決着、これをいつ頃どういうふうにするのかお尋ねしたい。繰返しますが、地耐力の問題とかそういう契約の問題、重量的に非常に無理がある設計になっておる。あとは、これもどうするんか、正確な答えは返っておりませんが、工事名、137号じゃなくして6号ではないのか、そのほうが、6号が分断されますよというて言うところなんですけども、私から言えば的確な返答が返ってない。この辺を3点ほどになりますが、もっと詳しく的確な答弁をしてほしい。恐らくこれが今、後ほども言うからも分かりませんが、認定して工事ができない、こういうことになる、これ議会の責任でもある。要するに、執行部の監督機関としての用をなさん。認定しておいて工事が着工できなかった、こういうことになる可能性が十分考えられる。そこらのところを明快な、いついつ契約をして、どうこうする、そうせんと、認定すると業者は準備にかかる。準備工で幾らかかったという損害賠償だけが、今度、後で回ってくる。こういうふうなことになる。そこらの責任も含めて、しっかり答弁願いたい。以上。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稻田）まず、議員さんが言われる地耐力、いわゆる自重、地下重に当たる部分、要するに、橋の構造がもつんかどうか、ちゃんと大丈夫なんかというところでございますが、まず、先ほどの追加資料にございます図面、橋の真ん中にある、橋の左下と右上にBoring No. 1、2というのがございます。こちらでまず地質調査を行っております。この地質のデータを基に、ここのいわゆる地耐力とか土の種類とかを基に構造計算を行っておりますので、橋の構造がもたないということはないものでございます。続きまして、用地の問題でございますが、現在、契約に向けて最終段階に入っております。その中で、今、工事着手、現場に入っていくまでには契約をしたいというところで進めておりますが、口頭では施工承諾は出ております。両地権者様とも。ですので、このまま進めても問題ないものと考えております。工事着手までに契約のほうを進めてまいります。続きまして、町道137号線の工事名称でございますが、繰返しの答弁になりますが、こちら昨年度の予算で137号線外という名称で予算を設定したものを組み替えさせていただきました。こちら、その関連性を持たすために137号線という名称をつけさせていただきましたが、道路認定につきましては、その位置等によって決めてまいる、起点、終点決めてまいるものになりますので、そこはその基準に従いまして、認定のほうを出させていただきたいと考えております。

(「道路の分断は」と呼ぶ者あり)

○建設課長（早稲田）ですので、今の工事の名称に関しましては、関連性、昨年度の予算の関連性ということで137号線とさせていただきますが、町道認定、分断する形というのは好ましくございませんので、それは今の線形に合わせた形で認定のほうをお願いしたいと考えております。分断する形ではなく、きちんと線形で認定のほうをお願いしたいと考えております。

○議長（桑原）ほかにございますか。崎本議員。

○13番（崎本）13番、崎本でございます。工事のほうは粗方分かりました。工事のほうは分かりました、粗方ね。土地の買収の件についてちょっとお伺いします。この買収のあれは二転三転として何年か前に予算をつけられましたが、それがあやふやに流れていますが、この度のこの土地用地買収の予算とこの前の予算との関連性はどうか。関連性、分かりますか。もう1回しかないけえの。1回は用地買収の予算を流しちよる、流しちよるかどうしちよるか知らんのじゃが。今度、この用地買収をやったら、これは最初の地権者と、この2回目の地権者の、地権者は違うはずなんよ。この2回目の不動産は裁判のあれで、多分、信和不動産が多分取得しとるはずなんよ。ほいじゃから、この予算との関連性をきちっと、一回倒産して、それで、最初のあれは一回倒産して、あとののは、これは競売でこれを取得しとるはずなんよ。そこらの関連性は、ちょっと最初の予算との関連性をちょっと詳しくお願いします。もうこれで終わりにします。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）予算の関連性があるかないか、所有者はそのときから変わりましたが、目的は一緒でございます。そこの土地を取得するというのが本来の目的でございます。今、地権者が変わりましたので、今言われたような形で変わりましたので、その方と用地買収に係るお話をさせていただき、現在、おおむねまとまりましたので、その手続きに入って、工事のほうを着手するというものでございます。

○議長（桑原）ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。討論があるようですが、反対討論。反対討論から。前田議員。

○14番（前田）14番、前田です。33号議案に反対の立場から討論をいたします。先ほど来、申し上げておりますように、用地の買収が完了しておりません。これを認定すると、

地権者との感情問題で、更に用地交渉がこじれる可能性があります。ですから、用地の買収が完全に終わってから工事の認定をすべきだと。もちろん、行政の監督機関である議会にも認定すると、後々の損害賠償が議会に責任もついて回ります。そこら議員各位も十分自覚していただいて、本件は認定すべきでない。要するに、承認すべき案件ではないと、こういうことを強く申し上げておきたい。その例を幾つか言いましたように、前回の高岸1号橋においても、地質ボーリング調査もしております。地耐力、どれだけのトン数を見たのか知りませんが、少なくとも今回の橋の重量は50トン以上の自重になります。ボーリング調査したからどうなのか、地耐力、平米当たり何トンを見とるのか。そこらの明確な答弁ありません。そして、ただ、着工を急ぐために地権者と着工までに用地の契約ができる、そういう答弁に終始しております。それは本来ならいつ頃こういうことで内諾を得ておるので、何月何日頃に契約する予定になっております、これぐらいの明確な答弁があつてしかるべきだと、このように私は考えます。よって、この不明瞭な内容の契約、議案に対して同意することはできません。議員各位の賛同を求めて、簡単ですが、反対の討論といたします。以上です。

○議長（桑原）ほかに討論ございませんか。賛成討論。宗像議員。

○10番（宗像）10番、宗像でございます。賛成の立場から討論させていただきます。この工事は、先日来、執行部のほうは災害復旧工事は終わったと言っておりますけれども、実際の災害復旧はまだ終わっておりません。この工事は、その災害復旧のための工事の一つでございます。早く復旧・復興を行うためには、この工事を早く進める必要があると考えております。すぐ、この工事のすぐ上の部分、今回の工事に併せて、まだ済んでいない災害復旧を行うこととなっておる関係上、早急に工事を遂行すべきだと考えまして、賛成討論といたします。皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（桑原）ほかに討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより第33号議案について採決を行います。起立によって採決を行います。お諮りいたします。第33号議案は原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（桑原）起立多数と認めます。よって、第33号議案は可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原） 日程第２、第34号議案、海田町福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田） 第34号議案、海田町福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について。福祉センター施設のより効率的・効果的な活用と健康増進や介護予防に重点を置いた取組の充実強化を図るため、所要の改正を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明をさせます。

○議長（桑原） 長寿保険課長。

○長寿保険課長（岩本） それでは、第34号議案、海田町福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について御説明します。議案書の7ページをお願いします。資料3の条例の概要、資料4の新旧対照表を併せて御覧ください。説明につきましては資料3の条例の概要で御説明します。まず、1の趣旨でございますが、施設のより効率的・効果的な活用と健康増進や介護予防に重点を置いた取組の充実強化を図るため、所要の改正を行うものでございます。次に、2の改正の内容でございますが、（１）健康増進プール利用料金の改定につきましては、現行では60歳以上の方は町外の方であっても無料のところ、近隣市町の同種の施設との均衡を考慮し、大人料金を適用することとするものでございます。また、町内在住65歳以上の高齢者については、規則で半額免除とし、併せて高齢者いきいき活動ポイントを付与することで、町内在住の高齢者を優先した施設利用の促進を図るものでございます。具体的には現行では、条例で1人1回につき、子ども200円、大人410円と定め、規則及び利用要領により60歳以上の高齢者は町外の方であっても全額免除となっております。改正案としましては1人1回につき、子ども200円は変わりませんが、大人を410円から400円に引き下げ、町内在住65歳以上の高齢者を200円とするものでございます。また、町内在住65歳以上の高齢者については規則で半額免除とし、100円となります。なお、健康増進プールの利用については、高齢者いきいき活動ポイント事業のポイント付与対象であるため、ポイント事業参加者には後から奨励金が支給されることとなります。2ページをお願いします。（２）筋力向上トレーニングルーム利用料金の設定につきましては、定期的に機器を更新し、適切な指導環境を整備するとともに、安全かつ効果的に運動に取り組んでいただくため、新たに利用料金を設定するものでございます。現行は条例での規定はなく、町内在住20歳以上の方に無料で利用していただいておりますが、改正案としましては、1人1回につき町内在住

の大人300円、町内在住65歳以上の高齢者100円とするものでございます。筋力向上トレーニングルームの利用についても、高齢者いきいき活動ポイント事業のポイント付与対象であるため、ポイント事業参加者には後から奨励金が支給されることとなります。(3)その他の改正でございますが、施設をより効率的・効果的に活用するため、次の事項について改正を行うものでございます。まず、ア、第3条の事業につきましては、学習機会の場の提供に関することを加えて、施設の活用用途を広げ、その他福祉の増進に関することを、その他福祉及び健康の増進に関することとし、健康増進や介護予防に重点を置いた取組の充実強化を図るものでございます。次に、イ、第11条、開館時間等につきましては、健康増進プールの利用時間等を削除し、開館時間の範囲内で指定管理者が町長の承認を受けて定めることにより、柔軟に管理運営を行うことができるようにするものでございます。現行ではプールの利用時間は月曜日から土曜日までは10時から21時まで、日曜日・祝日は10時から17時まででございます。続いて、ウ、第12条、利用することができるものの範囲を、町内に住所を有するものとし、第13条、一般利用を削除して、利用できる者の範囲を広げるものでございます。3の施行期日は、令和6年4月1日でございます。以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。先ほど、町長の提案理由の中で、効果的なあるいは効率的な立場で改定をするという前提のもとで提案をされましたが、これは社協が指定管理を受けて管理者となりましたが、11月頃、今度、指定管理が変わってくると。この前提も含めて、これを改定する条件になっておるのかどうかはまず一つ。それから、二つ目には、一部、私不満があるんですが、それは無料のところを65歳以上はこのポイント制も含めて実質は100円引き上げることになるわけですが、お年寄りには現金を持っていかなければならない状況になってくるのではないかなと思うんです。そうすると、今、生活が苦しい中で、1円でも安いスーパーとかお店に行くような状況で非常に心苦しいんです。しかし、このプールを利用するに当たって、今はどうか分かりませんが、昔は他の町村、町村言うたらおかしいけど、他の自治体から来て、ロッカーを占有して利用者がなかなか利用できないという苦情も聞いて、これやったら多少緩和したり、改善ができるのではないかなという、そういう問題も、私考えるわけです。そうすると、具体的に聞きますけれども、まず、1日平均利用者はプールを利用するのに何人おるのか、

それが一つ。二つ目には、利用料は指定管理者の収入になるのか。今のいう総合公園なんかは駐車場が指定管理者の収入になっていますし、バスもそうですね、バスの料金も循環バスは運行者が取得するという。これが二つ目。それから三つ目には、町外の利用者の抑制につながって、町民優先のメリットがあると思うんです。それが現金を払うことによって、利用者が下がってくるのではないかなという懸念がするわけです。これはどうなのか。四つ目には、現金の取扱い、これは自動販売機みたいな発給券を設置して、それを利用していくのかどうか、チケット方式を取り組むのかどうか、これをお尋ねいたします。

○議長（桑原）長寿保険課長。

○長寿保険課長（岩本）1番目の健康増進プールの1日平均の利用者については、4年度の実績でいきますと、約60名になります。それから、2番目のプールの利用収入については指定管理者の収入となります。町外者より町内を優先すると町内者の利用が減るのではないかとということでございますけれども、これまでは平日の夜間でありますとか、日曜日や祝日といったものは職員が不在でありましたが、そういったところも事業等行える環境を整備してまいりますので、利用者は増えるように努めてまいります。それから、チケット方式をどうするのかということでございますが、それについては新しい指定管理者との協議等で決めていきたいと考えております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）ちょっと、私、耳が遠いんですが、1日平均、今何名じゃと言われましたか。私が今聞いたら、56名というように聞きましたが。

○議長（桑原）60名です。

○15番（佐中）60名。ごめんなさい。尋ねるのは指定管理者の収入につながるということで、60名プラス、65歳以下の人はポイント制がないから、ここに出されとる表のとおりになってくると、収入としては幾らになってくるのか、幾ら増になって指定管理者に入ってくるのか。そのことによって、指定管理者の契約の中で金額が変わってくるのかどうかお尋ねをいたします。それから、筋力のトレーニング、以前は一時的に順番を待つということがありましたが、これを町内の在住者に限るということで、こういう問題が解決するのかどうか、これをお尋ねいたします。

○議長（桑原）長寿保険課長。

○長寿保険課長（岩本）60歳以上の方も無料であったところ、料金を負担していただくと

いうところで、これまでとは収入が増えるというところではありますが、具体的に60歳から64歳までの方の利用人数が把握できておりませんので、そこはきっちりした額は分からないところでございます。それから、筋トレルームの順番待ちということにつきまして、今後は、待たなくても予約であるとか、そういった工夫を凝らして導入してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）福祉保険部長。

○福祉保健部長（森川）また、追加になりますが、利用時間のほうも延ばしてまいりますので、皆さんに御利用いただけるように、課長も申しましたように、しっかりと工夫して皆さんに利用していただけるような仕組みづくりを利用者のほうと連携してまいります。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）この問題で、現金を持って行うということになれば、かなり高齢者にとって負担が大きくなるんですね。そのサービス、ただ行政が施設を利用するだけのサービスでなくて、人と人とのサービス、人が福祉を増進させる一番の基になっておるんですね。福祉と教育がそうなんです、その構えはどうかお尋ねします。

○議長（桑原）長寿保険課長。

○長寿保険課長（岩本）高齢者の方の負担ということでございますけれども、他の市町との同種の施設との均衡等もございますし、また、施設を利用する人と利用しない人というところで、負担の公平性であるとか公正性っていうものの確保といったところで、今回の改正案を出させていただいております。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）追加して、人と人とのというところで、しっかりと高齢者の一人ひとりに寄り添った対応となるように事業者のほうと連携して、町のほうもしっかりと対応してまいります。

○議長（桑原）ほかにございますか。石橋議員。

○1番（石橋）1番、石橋です。ポイント事業のことについてお伺いいたします。いきいき活動ポイントについては、健康増進プールでもポイントがいただける、またトレーニングルームでもポイントがいただけるようになっておりますが、このポイントは健康のことに関しては1ポイントというふうに、全体のことはなっておりますけれども、こちらの施設ではどのような仕組みを取られる予定でしょうか。

○議長（桑原）長寿保険課長。

○長寿保険課長（岩本）介護予防であるとか健康増進に資する取組については同じように1ポイント付与でございます。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）では、2か所行ったら1ポイントというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（桑原）長寿保険課長。

○長寿保険課長（岩本）こちらについてはそのようなルールになっておりまして、1ポイントのものは1日に1回ということになっておりますので、そちらのルールに従って行ってまいります。

○議長（桑原）ほかにございますか。多田議員。

○12番（多田）12番、多田です。筋力向上トレーニングルームの、この間、全協でも聞けば良かったんだが、この料金設定なんですけど、町内在住、大人が300円で設定されておりますが、今、あちこちにできております筋力トレーニングのジムがあるんですけど、月3,000円ぐらいなんですよね。1日100円、24時間営業で1日平均すると100円なんです。これ300円、ほとんど毎日行ったときに月6,000円ぐらいになるんだけど、ちょっとこの値段設定というのはどのように考えて300円に設定されたのかと。それともう一つ、高齢者100円になっていきますので、高齢者に特化した筋力トレーニングに、指定管理と相談されて、そのようにされるのかどうか、そこをお聞きします。

○議長（桑原）長寿保険課長。

○長寿保険課長（岩本）料金の設定については、近隣市町の同種の施設を勘案して、このような設定にしております。また、高齢者に特化した教室等の開催については、また事業者と協議しまして、進めてまいりたいと考えております。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）近隣市町と大体同じような金額にされたというのは分かるんですけど、今、最近、あちこちに新しいジムがどんどんできております。昔、以前でしたら、その近隣市町と同じような金額設定でもよかったのかもわかりませんが、今のように、かなり充実した設備で24時間営業で月3,000円ぐらい、1日100円ぐらいでできるというジムができていますので、ちょっと普通の大人の方にとっては利用しにくい施設になるんじゃないかなと、私は判断するんですけど、その辺でこの料金設定というのは、今後、変

えられる、今、今後変えられるかどうかと聞くのはおかしいんだけど、将来的に考え直されるおつもりはあるかどうか。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）現在、町内や広島市内等でも安い料金で、いろんな事業者がそういうジム等を行っていることは承知しております。本町における事業といたしましては、あくまでも健康増進や介護予防に特化した事業としております。また、まずは体験いただいて、やっぱりここを続けていただくことが大切かと思っております。今後、それを毎日続けて、健康増進というのではなく体力づくりというか、体をしっかりとつくるというところの目的は一緒かと思いますが、本町の目的はあくまでも健康増進や介護予防でございますので、この料金でいきたいと考えております。

○議長（桑原）ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしとします。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより第34号議案について採決を行います。お諮りいたします。第34号議案については原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第34号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第3、第35号議案、令和5年度海田町一般会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第35号議案、令和5年度海田町一般会計補正予算第3号。この度の補正予算につきましては、海田町地域経済応援事業費の増額等の予算措置を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明をさせます。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）それでは、第35号議案、令和5年度海田町一般会計補正予算第3号について御説明いたします。初めに、資料5、令和5年度補正予算説明書にしたがいまして、歳出から御説明いたします。なお、この度の人件費関係の補正予算については、人事異動等により12月補正予算までに不足が見込まれるものに限り増額補正対応とし、減

額が見込まれる事業等については12月補正予算以降で対応するものとしております。また、農林水産業費や土木費における箇所付けのない工事費や委託料等について、修繕箇所の増加や労務単価の増等に伴い、不足が見込まれる部分はそれぞれ増額措置をしております。これらについては件数が多く、繰返し出てまいりますので、個別の説明は省略させていただきます。

それでは、資料5の3ページ、4ページをお願いいたします。議会費議会運営事業については、会議用タブレット端末の予備機を購入するため増額するものでございます。

次に、5ページ、6ページをお願いします。総務費総務管理費の一般管理費の一般管理一般事務事業の弁護士謝礼については、訴訟に係る報酬の増でございます。次に、財産管理費の旧海田公民館跡地整備事業については、旧海田公民館解体工事を進めるために関係費用を増額するもので、工事等箇所図として資料8を提出しております。なお、解体工事及び工事監理業務については繰越明許費を併せて設定いたします。次に、諸費の過去納付金還付事業については、町税返還金が当初見込みを上回ったため増額するものでございます。

次に、15、16ページをお願いいたします。民生費社会福祉費の中段、老人福祉費について財源振替を行っております。こちらは令和5年6月補正予算に計上した海田町社会福祉施設安心応援金給付事業について、全額、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当してございましたが、県から、原油価格、物価高騰に係る社会福祉事業者支援補助金が一部交付されることになりましたので、県補助金をこの度の歳入補正予算に計上の上、対象事業に県補助金を充当し、その分、国の臨時交付金の充当を減額する財源振替を行っております。民生費の中で関係する事業について、同様の財源振替をそれぞれ行っておりますが、個別の説明は省略させていただきます。次に、福祉センター費の福祉センター改修事業については、福祉センター中央監視設備改修工事を行うため増額するもので、財源としては地方債を活用し、繰越明許費を設定いたします。工事等箇所図として資料9を提出しております。次に、17、18ページをお願いいたします。国民健康保険繰出金事業については、この度の国民健康保険特別会計の補正予算に伴い、増額するものでございます。次に、19、20ページをお願いします。児童福祉費の子ども子育て支援事業計画策定事業については、第3期海田町子ども子育て支援事業計画を策定するため、関係費用を増額するもので、概要資料として資料7を併せて提出しております。本事業は2か年にまたがるため、令和6年度までの債務負担行為を設定い

たします。

次に、21、22ページをお願いします。衛生費、保健衛生費の4目、保健センター総務費については、関係事業費をそれぞれ減額しております。こちらは新庁舎移転に伴い保健センターが廃止されることから、保健センター総務費の目で計上していた関係予算について、この度の補正予算で減額し、23、24ページの5目、予防費や6目、母子保健費へそれぞれ増額振替する補正予算を計上しております。次に、27、28ページをお願いします。清掃費の塵芥処理費、ごみ収集処分事業については資源物売払金について、入札の結果、売払単価が増えたことに伴い、歳入では資源物売払金収入を増額し、これを財源に歳出では資源物回収奨励金を増額するものでございます。

次に、33、34ページをお願いします。商工費の海田町地域経済応援事業については、海田町価格高騰対策支援クーポン第5弾を実施するため、関係費用を増額するもので、財源として国の臨時交付金と県の電力・ガス・物価高騰等中小企業支援緊急対策事業補助金を活用いたします。事業概要資料として資料6を併せて提出しております。

次に、37、38ページをお願いします。土木費、道路橋りょう費の県道矢野海田線修繕事業については、県支持額に基づき、県事業負担金を増額するものでございます。次の町道改良事業については、道路拡張要望の増等に伴い関係費用を増額するものでございます。次の町道6号線バイパス整備事業については、用地交渉の進捗に伴い関係費用を増額するものでございます。次に、39、40ページをお願いします。都市計画費の住宅等浸水対策費補助事業については、申請件数の増に伴い補助金を増額するものでございます。

次に、45、46ページをお願いします。消防費の消防団運営事業については、消防団員の退職に伴い退職報償金を増額するもので、財源として消防団員退職報償金受入金を歳入で増額いたします。

次に、47から48ページをお願いします。教育費、教育総務費の心の元気を育てる地域支援事業については、県から道徳教育推進拠点地域事業としての指定を受けたことから、歳入で県委託金を、歳出で関係経費を増額するものでございます。次に、49、50ページをお願いします。小学校費の小学校改修事業については、海田小学校給食室換気設備更新工事を行うため増額するもので、財源として地方債を活用し、繰越明許費を併せて設定いたします。工事等箇所図として資料10を提出しております。次に、51、52ページをお願いします。社会教育費の織田幹雄スクエア管理運営事業については、旧海田公民館

の町民顕彰碑を織田幹雄スクエアに移設するため、委託料を増額するものでございます。

続きまして、歳入を御説明いたします。資料の 1 ページ、2 ページをお願いします。
なお、歳出に関連して説明した特定財源の増等については個別の説明を省略させていただきます。20款、繰越金については財源調整として増額するものでございます。

続きまして、議案を御説明いたします。第35号議案をお願いいたします。この度の歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に 3 億2,872万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を135億9,646万9,000円とするものでございます。次に、第2表により繰越明許費の設定、第3表により債務負担行為補正、第4表により地方債補正をそれぞれ行います。歳出補正で説明した内容は省略させていただき、議案書4ページ目をお願いいたします。債務負担行為補正のうち福祉センター指定管理業務に係る額については、次期指定管理業者の選定を今年度中に行うため設定するもので、期間は令和10年度まで、限度額は 3 億7,500万円でございます。以上で、令和5年度海田町一般会計補正予算第3号の説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。2点ほどお尋ねします。一つは、6ページにある今の資料8で旧海田公民館の解体工事債務負担行為でやるという提案ですけれども、更地にして、そのままにして、その後、駐車場、あるいは消防団の拠点として建物が建つということですが、別の予算でやるのか。駐車場は、この中にアスファルトを敷いて線を引けばすぐできることですが、これは更地にしてそのままで、別の工事としてやるのかどうか、まず1点。二つ目には、先ほど説明があつて、まあまあ理解できたんですけども、22ページの今の広島地区病院の問題、節の中で流用というか、移動しとるんですね。費目をなぜ変えなければならないのか。私、執行部のそういう範疇の中で、それはここの予算の中に出さなくてもできるというように思うんですが、親切丁寧にそうなるとって、予算の編成替えをするという提案ですが、なぜなのかお尋ねします。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）まず1点目、6ページの旧海田公民館整備事業については、繰越明許費を設定して海田公民館の解体工事を進めるものでございまして、その後の消防庫整備、あるいは駐車場整備については、また別途改めて予算案を提案させていただきます。次に、21ページ目以降の予算の組替えの件でございますが、21ページ目に記載のとおり、

款項目の目名称が、今現在4款の保健センター総務費という名称で予算を計上しております。庁舎移転に伴いまして保健センターの設管条例が廃止されまして、保健センターそのものがなくなるというところで、この度、予算の組替えをさせていただくものでございます。

○議長（桑原）ほかにございますか。下岡議員。

○9番（下岡）予算書の38ページ、町道6号線バイパス整備事業500万の、建物調査業務委託料、これ、建物の移転に向けて、交渉が進展したからだと思うんですけども、位置的に、具体的には言えないと思いますけども、6号線バイパスの起点付近か終点付近か、中程付近か、大体の位置をお示しいただきたいと思います。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稻田）現道部分ではなくバイパス部分の区間でございます。

○議長（桑原）ほかにございますか。宗像議員。

○10番（宗像）10番、宗像です。1点だけ。6ページの弁護士謝礼220万円。本来はこれ、当初予算に弁護士の報酬は含まれていると思います。もし、これ、追加で裁判とか何かいふのであれば220万の報酬を払わなきゃいけない裁判となったら、少なくとも賠償金としては五、六百万以上ないと、五、六百万じゃない、もっと上かな。たぶん、このくらいだと30パーぐらいだろうと思うので、少なくとも1,000万円近いものじゃないと。こういう事件があったのかどうか。あったなら、どういう事件なのか報告する必要があると思うので、お願いいたします。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）この報酬につきましては、訴訟に係る成功報酬でございます。案件につきましては、令和元年に住民票の第三者請求に関し、住民票の不交付決定処分を行った案件に関するものでございます。こちらの不交付処分に関しまして、行政不服審査法に基づく審査を経まして、それから訴訟になりました。訴訟のほうが原審と控訴審になったんですけども、これの原審と控訴審に係る顧問弁護士2名に係る成功報酬を計上させていただいておるものでございます。報告につきましては、他に与える影響ですとか、関係者のプライバシー等々を総合的に配慮いたしまして、報告はしていないものでございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）確かにプライバシーに係る問題なのは分かりますけども、町が訴訟を受

けた、訴訟したという、そういう事実は、絶対に、議会に対しても報告すべき案件じゃないですか。中身を細かく言うか言わないかは別にしても。町が裁判を受けたわけでしょう。受けたんか、それともこっちが提訴したんか、どちらか分かりませんが、それすら我々は分かんないんですよ。多分、皆様、周りの方もそんな事件あったんか、少なくとも常任委員会か何かにこういう事件がありました、こういう事件、今やっとります、出始めと最後ぐらいは必ず報告すべき案件じゃないですか。こうやって予算を見なきゃ分からないという事実というのは、私、納得できんですが。それこそ、昨日かな、金曜日かな、町長がおっしゃった説明責任、結果的に職員の方々が報告しないことが、町長に皆つながっていくわけでしょう。それについてどうなんですか。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）この度の案件につきましては、先ほど申し上げたとおり、プライバシー等に配慮して、また他に与える影響等を配慮して報告をしなかったものでございますが、これにつきましては訴訟をされたほうでございます。今後につきましては、このような事案がございましたら、御報告をさせていただくかどうかはまた検討させていただきたいと思います。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）ちょっと待ってください。今後じゃなくて、たちまち、この分の報告はすべき案件ですね、ここに予算出す以上は。資料も付いていない。我々、何を審議すればいいんですか。昨日のそれこそ前田議員の可否の問題じゃないですけど、何を審議するんですか。確かにプライバシー保護の問題については認めますし、それについて全部出せとは言いませんが、少なくともこういう題目ぐらい出せますよね。結果的に町が負けたんか勝ったんか、それすらも分かんないんですよ。それでこれ、裁判費用出せいうんですか。これ、今から暫時休憩を取って、減額しますか、減額してもいいんですか。暫時休憩かけましょうか。総務部長どうですか。副町長。説明全くなしで、これ、予算を通せいうんですか。やっぱり、きちんとそういうものが分かるもの、説明をした上で、これ、気づかなかつたら財政課長、報酬がありました、終わりですよ。そうじゃないと思うんですが、いかがですか。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）これまで町のほう、応訴に関するものについては、これまでは議会のほうにも特段の説明をしてこなかったということから、今回もそのような取扱いをさせ

ていただきました。この額につきましても、弁護士の方からの当然に弁護士協会等で定められた、当然支払うべき成功報酬として算定されたものをお支払いするという形で、正当な額ではございます。これまで御説明してこなかったのが、じゃ、良かったのかということになるかと思いますが、大変申し訳ございませんが、今後、そのようなことは常任委員会等々、話をさせていただきながら、御理解を得て、また予算編成のほうをさせていただければと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（桑原） 下岡議員。

○9番（下岡） 引き続きですけれども、これまでしてこなかったから、今回しなかったと。

だけど、次回以降はやりますと。今回、どうなるんですか。今回説明すべきじゃないですか。方針を改めると、今部長が言ったじゃないですか。次回以降は常任委員会等説明か何かをしますと言っているんだから、今回もしなさいと言っているんです。方針を改めるんだから。おかしいでしょう、内容も分からんと、宗像議員が言ったとおりですよ。中身も分からんと、裁判費用ですと。全く内容が分からない。で、金額を認めえと。中身によっては、海田町の行政の過失とかそういう内容になる可能性があるわけでしょう。裁判に負けたかもしれないし、負けそうだから、裁判費用に金がたくさんかかったかもしれない。中身を、少なくとも、具体的なことまでは要らないけれども、どういうことなのか、議会が分かるような説明をすべきじゃないですか。これは問題ですよ。今、宗像議員が言ったとおり、ちょっと休憩取ってでも、ちょっとしっかり、するかどうか答えてください。議長、休憩を取って、しっかり執行部の中で最終回答をしてください。場合によっては、これ、削除をかけますよ。

○議長（桑原） 私のほうから提案なんですけれども、今後、執行部については、今後こういう案件があったときは必ず常任にかけるという約束をさせていただくわけなんですけれども、今回の場合は口頭で説明できることはさせていただいて、それを質疑していくということで御理解いただけませんか。

（「少なくとも裁判で負けたか勝ったかぐらいは絶対報告すべき案件」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原） ですから、総務部長、そういうことでよろしいですか。次回からは必ずということで、今回は口頭で説明をしてください。勝ったか負けたかというところまで説明してあげて、次回からは必ず常任のほうで報告をしていくということでよろしいですか。そういうことでやらせていただいてよろしいですか。異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）それではお願いします。総務課長。

○総務課長（中村）この度の住民票不交付決定処分の内容でございます。令和元年7月18日に原告が海田町に対して、自己の権利を行使することを目的に住民票の第三者請求をされました。ここに書類不備がありましたため、この補正を求めるも、相手方の方はその補正をする意思がございませんでした。ということで、住民票の不交付決定処分をしたものでございます。その後、本人の方から行政不服審査法に基づく審査請求がなされました。それで令和元年10月から令和3年9月2日に至るまで審査を行いました。これの結果につきましては、当町、広島県行政不服審査会のほうに審査の委託をしておりますので、こちらのほうに諮問をかけまして、相手方の請求を棄却すべきとする処分庁の判断が妥当である旨の答申を得ました。それで、令和3年9月に本人さんの請求を棄却する旨の裁決をいたしました。その後、本人様のほうから令和4年2月に原告から広島地方裁判所に訴状が提出されたものでございます。そこから令和4年11月14日に原審の判決がなされました。これは原告の請求を棄却するという判決でございました。これに対し、令和4年同月11月に原告のほうは広島高等裁判所に控訴をされました。この控訴審につきまして、令和5年7月18日に判決が下りまして、相手方の請求を棄却するという判決でございました。すなわち、こちらのほうが、町として勝訴した結果でございます。以上でございます。

○議長（桑原）質疑があれば許します。小田議員。

○4番（小田）4番、小田です。補正予算説明書の34ページ、資料6の海田町価格高騰対策応援クーポン第5弾発行についてですが、これ、年末年始にかけて配布をされるというところで、家計にはとても助かると思います。しかしながら、現状の様々な価格が高騰している中で、この1人当たり3,300円にとどめた理由をお伺いします。事業費の内容を見ますと、3分の2は交付金や補助金によって賄われ、一般財源は3分の1にとどめられております。ですので、このとどめられた理由をお伺いいたします。

○議長（桑原）魅力づくり推進課長。

○魅力づくり推進課長（大村）魅力づくり推進課から答弁させていただきます。まず、枚数ということかと思うんですけども、最初の委員会の際に、10枚程度と説明させていただきました。その中でもっと、なるべく一般財源を投入して増やせないかというお話で、内部で協議をした結果、国の補助金、県の補助金、それから一般財源、この辺のバランス、町の財政状況などを見まして、11枚、1枚300円なんですけれども、これを1枚増や

すと約900万円増えるので、11枚、財政状況見ながら判断させてもらいました。

○議長（桑原）ほかにございませんか。石橋議員。

○1番（石橋）1番、石橋です。補正予算書の50ページなんですけれども、説明の1のところで、小学校改修事業のことですが、令和4年度も補正しているんですけど、550万円の補正とは何でしょうか。室外機が3基、室内機のクーラーが11基のほかにつけた、なぜ予算内にできなかったのか、補正する必要がなぜあったのかを教えてください。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小村）御説明いたします。令和4年度の9月補正につきましては、海田小学校給食室の空調に関わる改修のほうをさせていただいたところでございます。この度の補正予算につきましては、これは換気に関わる工事でございますので、これについての補正をお願いするところでございます。

○議長（桑原）ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより第35号議案について採決を行います。お諮りいたします。第35号議案については原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第35号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第4、第36号議案、令和5年度海田町国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第36号議案、令和5年度海田町国民健康保険特別会計補正予算第1号。この度の補正予算につきましては、賦課徴収事業費の増額等の予算措置を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明をさせます。

○議長（桑原）住民課長。

○住民課長（中山）それでは、第36号議案、令和5年度海田町国民健康保険特別会計補正予算第1号について御説明いたします。令和5年度補正予算説明書にしたがいまして、歳出から説明させていただきます。資料11、3ページ、4ページをお願いいたします。

総務費、徴税費の賦課徴収事業については、基本税法の一部改定に伴い、出産予定、または出産した被保険者に係る国民健康保険税の免除措置が令和6年1月1日に施行されることになったため、システム改修費として49万5,000円増額するものでございます。

続きまして、歳入について御説明いたします。1ページ、2ページをお願いいたします。繰入金、一般会計繰入金の事務費繰入金については、歳出の増額分の財源として49万5,000円増額するものでございます。

それでは、議案を御説明いたします。第36号議案をお願いいたします。この度の補正予算については、既定の歳入歳出予算の総額に49万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を24億8,182万4,000円とするものでございます。以上で、令和5年度海田町国民健康保険特別会計補正予算第1号の説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより第36号議案について採決を行います。お諮りいたします。第36号議案について、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第36号議案は原案のとおりこれを決します。

暫時休憩をします。再開は10時35分。

~~~~~○~~~~~

午前10時20分 休憩

午前10時31分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

日程第5、第37号議案、令和5年度海田町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第37号議案、令和5年度海田町介護保険特別会計補正予算第2号。この度の補正予算につきましては、介護保険料還付事業費の増額等の予算措置を行うものでござ

ざいます。内容につきましては担当者から説明をさせます。

○議長（桑原）長寿保険課長。

○長寿保険課長（岩本）それでは、第37号議案、令和5年度海田町介護保険特別会計補正予算第2号について御説明いたします。歳入歳出予算の補正につきましては、資料12、令和5年度補正予算説明書にしたがい、歳出から御説明いたします。資料12の保険事業勘定の3ページ、4ページをお願いします。諸支出金の償還金及び還付加算金の介護保険料還付事業につきましては、所得の減額更生等による介護保険料の還付が当初見込みを上回ったため、30万7,000円を増額するものでございます。

続きまして、歳入についての御説明いたします。1ページ、2ページをお願いいたします。8款、繰越金につきましては、財源調整のため30万7,000円を増額するものでございます。

続きまして、議案について御説明いたします。第37号議案をお願いします。この度の保険事業勘定の歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に30万7,000円を追加し、歳入歳出の総額を22億3,974万7,000円とするものでございます。以上で、令和5年度海田町介護保険特別会計補正予算第2号の説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより第37号議案について採決を行います。お諮りいたします。第37号議案について原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第37号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第6、委員会提出議案第3号、海田東小学校及び海田小学校の早期建て替えを求める決議案を議題といたします。提案者より説明を求めます。文教福祉委員会、下岡委員長。

○9番（下岡）文教福祉委員会委員長の下岡でございます。決議案を読み上げることによ

って提案理由説明とさせていただきます。

海田東小学校及び海田小学校の早期建て替えを求める決議案。令和4年度に教育委員会よりあった老朽化詳細調査報告によると、両小学校とも耐力度は1万点満点中4,500点以下と低い値となっており、耐力度点数が4,500点以下の構造上危険な状態にある建物として危険改築の対象となっている。この報告に基づき、6月21日に文教福祉委員会で現地視察した結果、外壁面の剥離、校舎内の廊下・壁面ひび割れの程度が激しく、教育委員会及び教職員の不断の努力により子どもたちに事故がないよう手当てがなされているが、その箇所数の多さを考慮すると、安全の限界にきているものと判断する。海田東小学校本館については昭和39年に建築され、59年が経過し、海田小学校本館は昭和40年に建築され、58年が経過している。当時のコンクリート建築物は品質的に安定していない可能性があり、全国で多くの剥落事故等が起きている。以上のことを踏まえると、一刻の猶予もなく子どもたちの安心・安全を確保し、良好な教育環境を整備する必要がある。学校設置者である海田町の最高執行責任者の町長は教育委員会と連携・協議の上、速やかに海田東小学校及び海田小学校の早期建て替えを実現するよう強く求める。令和5年9月1日、海田町議会。以上でございます。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中議員。

○15番（佐中）海田東小学校及び海田小学校の早期建て替えを求める決議案、趣旨には賛同をいたします。けれども、この3月の当初予算の中で海田東地区拠点整備の中に含まれている各小学校と東の小学校がそこに入っておりました。ところが、公民館のそういう修正案ができて、私だけが原案に賛成でした。その中にそのまま原案どおりいけば、もっと早く学校の早期建設ができたのに、それが見直しをして企画部の中から教育費に回されて、私から言えば、財源が不十分というんか、財源確保があるのにわざわざそれを移動させて、しかも、このことによって計画が乱れてきて、私から見れば、暗闇に鉄砲を撃つような、そういう感じがいたしますし、議会として自殺行為というように考えます。この早期建設については全くそのとおりで、教育長ももう待ったなし、私もそう思います。けれども、第5次の総合計画や、また総合建設計画、マスタープラン、地域そういう開発、そして国土強靱化、これ建物が複合化をしたりしたら、もっと補助金があって、この建物については2分の1補助が出る対象を、そこから外してしまったことについて、非常に何億という損害を与えとるというように私は考えるんです。この点に

ついて提案者はどのように考えるのかお尋ねします。

○議長（桑原）下岡議員。

○9番（下岡）ただいまの佐中議員の質疑につきましては、東公民館との関係を問うものであり、それについては東公民館整備特別委員会の中で、全員の協議の中で、現在、協議されておるところであり、本常任委員会ではこの件については取り扱わないこととしておりますので答えられません。

○議長（桑原）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。お諮りいたします。委員会提出議案第3号については、原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（桑原）起立多数と認めます。よって、委員会提出議案第3号は原案のとおり可決されました。執行部におかれましては、両小学校の早期建て替えに御尽力いただくよう、心よりお願いを申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第7、委員会提出議案第4号、海田町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。議会改革特別委員会委員長、大江委員長。

○8番（大江）議会改革特別委員会委員長の大江でございます。海田町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の提案理由について説明いたします。議員個人による町に対する請負の状況の透明性を確保するため、条例を制定するものでございます。以上でございます。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。議員全員で構成する委員会でございますので、質疑は省略いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより委員会提出議案第4号について採決を行います。お諮りいたします。委員会

提出議案第４号について原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、委員会提出議案第４号は原案のとおりこれを決します。

この際、お諮りいたします。決算審査特別委員会の審査のため、９月６日から１１日までの７日間、休会といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、９月６日から１１日までの７日間を休会とすることを決します。

以上で、本日の日程は全て終了しました。本日はこれにて散会といたします。

なお、次の会議は９月１２日午前９時から開会いたします。大変御苦勞様でした。

午前１０時４５分 散会